

会 議 等 結 果 報 告 書

会議区分	会 議 ・ 打合せ ・ 協 議	文書番号	3 5 9 8
		決裁期日	平成30年 3月30日
名 称	平成29年度第2回安平町町民自治推進委員会		
日 時	平成30年2月15日 午前・ 午後 18時30分～20時10分		
場 所	安平町役場 早来庁舎 2階会議室		
会議概要	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1. 開会</div> <ul style="list-style-type: none"> * 委員19名中、10名の出席があり、条例第5条の会議開催条件を満たすことを確認。 		
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2. 委員長挨拶</div> <ul style="list-style-type: none"> * みなさん、こんばんは。今年度第2回目の町民自治推進委員会となりますが、お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。 * 本日は、最初に「町民参画手続の実施状況」について確認した後、まちづくり基本条例の第4章の調査審議に当たって、苫小牧市の事例をお聞きすることになっています。夜間にもかかわらず、お二人にはお越しいただきましたこと、厚くお礼申し上げます。後ほど事務局より、苫小牧市の職員の方にご依頼した経緯等について改めて説明があると思いますが、苫小牧市と安平町では条例の内容が同じではないですけれども、私たち安平町の第2期目の委員が調査審議していこうとしている「第4章 協働と連携協力」というテーマに関して、平成27年度から平成28年度にかけて苫小牧市でも検討されたということで、その検討の経過や結果についてお話を伺い、安平町での検討の糧にさせていただこうと、お招きしております。事例発表の後、質疑応答の時間も十分確保するとお聞きしておりますので、委員の皆さんは、わからないことは遠慮なく質問していただいたり、意見していただければと思います。それでは、本日は皆さん、よろしく願いいたします。 		
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">3. 議事（1）町民参画推進条例に基づく町民参画の実施状況について</div> <ul style="list-style-type: none"> * それでは、事務局の高橋からご説明をさせていただきます。この後に事例発表など、メインが控えておりますので、早速説明に入らせていただきますが、委員の2つの役割「町民参画の実施状況のチェック」「まちづくり基本条例の運用の調査審議」に沿って、本日は2つの議題を用意しております。 1つ目は、平成29年4月1日～12月31日までの町民参画手続の実施状況について説明させていただくこと、そして2つ目は、まちづくり基本条例第4章の調査審議を行っていただく、という2本立てになっております。本日の後半に事例発表していただく苫小牧市のお二人につきましては、少々お待ちいただくこととなりますが、ご容赦くださいますようお願いいたします。 * 委員の皆さんは、レジュメの2～3ページの実績一覧をご覧ください。こちらは、いつもの会議と同様に、平成29年12月末までの町民参画機会の実績を一覧として掲載しているものとなります。これから、主なものを説明して参りますので、安平町町民参画推進条例の規定に基づいて、しっかりと行政が運用しているかをチェックしていただければと思います。見比べていただく資料としては、以前お渡ししたまちづくり基本条例を解説したダイジェスト版の冊子をお持ちでしょうか。そちらの18～19ページと見比べながら確認をしていただければと思います。 * 2ページ目の(4)No.1の案件は、前回会議でご説明していますので、省略します。(6)No.1の案件から説明させていただきますが、「安平町子ども・子育て支援事業計画」は、 			

安平町の子どもや子育てに関する総合的な指針について書いている計画で、平成27年4月に策定したものです。今回は、計画期間の中間年に、実情に即した見直しを図る時期であったため、その見直し内容について、安平町子ども・子育て会議に意見聴取を行ったものとなります。なお、町民参画推進条例第6条第1項第1号の「計画変更」に該当している案件となっております。

* 続いて、(6) No.2「第5期安平町しょうがい福祉計画・第1期安平町しょうがい児福祉計画」の策定に係る町民参画の状況ですが、一覧に掲載しているように、これまで5回にわたって関係団体や機関に意見聴取を行ってきた状況です。まもなく策定完了を迎える予定となっており、安平町地域福祉総合検討推進会議の承認を経て、町議会と北海道へ策定を報告する運びとなっております。なお、これも一つ前の案件と同じように、町民参画推進条例第6条第1項第1号の「計画変更」に該当する案件となっております。

* 続いては、レジュメ3ページになります。(7)の3つの案件は、町民参画推進条例第6条第1項に該当するので町民参画機会を設ける案件であるけれども、第6条第2項の適用除外要件にも合致するので、総合的に判断して町民参画手を省略したものを掲載しています。(7) No.1は、安平町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額を定める条例の一部を改正した案件ですが、条例第6条第1項の第5号に該当はするけれども、第6条第2項の「金銭徴収に関するもの」にも該当するため、最終的に町民参画手続は実施しないという判断をさせていただいたものであります。

* 次の(7) No.2は、安平町税条例の一部改正の案件になりますが、税関係は毎年のように法律改正が行われ、それに即して町の税条例を改正することが多くありますが、これも法改正に関連する案件となります。これも、町民参画推進条例第6条第1項では、第3号に該当する案件ですが、第6条第2項の「金銭徴収に関するもの」にも該当するため、最終的に町民参画手続は実施しないという判断をさせていただいたものであります。このように、金銭徴収に関するものについては、住民の方々にとっては、安ければ安いほどいいものではありませんが、町の財政基盤を確保するという観点などから、町民参画手続の適用除外と判断させていただいているケースが多い状況にあります。このあたりもご意見がもしございましたら、いただければと思います。

* 次の(7) No.3ですが、内容は、先日オープンセレモニーが行われた安平公民館の増築改修に伴い、部屋の使用料を改正するものであります。第6条第2項の「金銭徴収に関するもの」にも該当するため、こちらも最終的に町民参画手続は実施しないという判断をさせていただいたものであります。なお、公民館運営審議会という機関がありまして、そちらでは町民参画推進条例に基づくものではない「公民館運営審議会の通常の手続」として意見聴取が行われていますことをご報告しておきます。

* 以上が、資料1の(1)町民参画手続の実施状況についての説明となりますが、ご質問やご意見がありましたらお願いいたします。

【質疑応答】

* なし

3. 議事(2)安平町まちづくり基本条例「第4章 協働と連携協力」の調査審議について

* それでは本日のメイン議題に入っていきたいと思います。ここでは3つの事項「前段整理(前回までのおさらい)」、「苫小牧市の事例発表」、「前回会議のご意見をもとに第4章について調査審議する」、この3つをやっていきたいと思います。

* まず、前回までのおさらいを含めて、本日の事例発表をお聞きするまでに至った経過などの前段整理をいたします。(以降、ホワイトボードを使用して議論を整理)

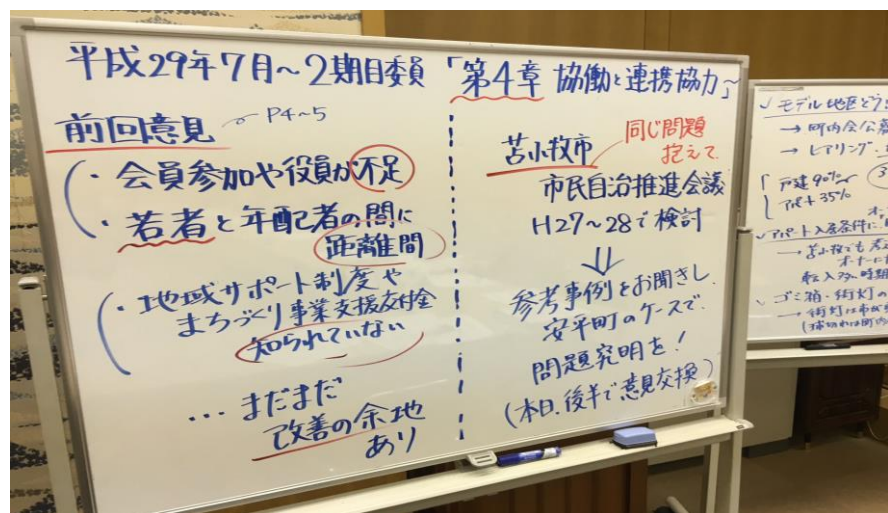
* 前回の会議において、第2期目の委員は、「第4章 協働と連携協力」から調査審議し

ていきますとご説明をさせていただいていました。前任の第1期目の委員の方々には、2年間の会議の中で出していただいた意見を「提言書」にまとめて町に提出していただきました。第2期目の委員の方々にも、2年間の任期末には、まちづくり基本条例の何章までいけるかわかりませんが調査審議していただき、提言書などの形で皆さんとの調査審議の結果をまとめていきたいと考えています。

* そこで、前回の会議では、今回の会議テーマを絞るために、「協働と連携協力」に関する事で、委員の皆さんの関心事や考えをグループワークしていただきました。それを列記したものが、レジュメ4～5ページでして、担当課の考えも添えて資料化しています。例えば、No.2やNo.5の意見のように、「町内会や自主防災組織では会員数も役員不足も顕著」という問題ですとか、その他の意見のところに「地域間」あるいは「若い世代と年配者の間に距離感が生じている」というご意見にも表れているように、町内会や自治会といったコミュニティ組織そのものに関して問題が生じているという話がありました。それから、町と団体、団体と団体、といった連携を推進していくために、地域サポート制度やまちづくり事業支援交付金といった「協働と連携協力」を推進するための施策を展開しているのですが、No.3やNo.8、で指摘されているように、そもそもそうした施策が知られていないという問題。No.9では、そんな交付金制度があるのなら、知らればもっと自ら動く町民が出てくるのでは、というご意見もありました。全体としては、まちづくり基本条例が掲げる「自ら考え行動する町民自治」の実現を語るには、まだまだ改善の余地があるよね、という内容であったと捉えています。これら为本日の議論のテーマにしてやっていきたいと思っています。

* そこで、他の市町ではこうした状況や問題にどのように対応しているのか情報収集しまして、ちょうどお隣の苫小牧市でも同様の問題を抱えていた経過を拝見し、平成27年度～28年度にかけて、「市と町内会との協働に関する検討報告書」などをまとめたことから、参考事例としてお話を伺い、委員の皆さんの調査審議のヒントにしていただきたいと考え、苫小牧市から2名の職員の方に来ていただいたというのが、本日に至るまでの経過と議論のテーマとなっております。

* 事例発表をお聞きした後は、安平町のケースで問題を掘り下げて究明する作業を、委員の皆さんに意見交換していただきながら、やっていきたいと考えておりますので、そうしたつもりで、苫小牧市さんの事例発表をお聞きいただければと思います。



【苫小牧市事例発表】

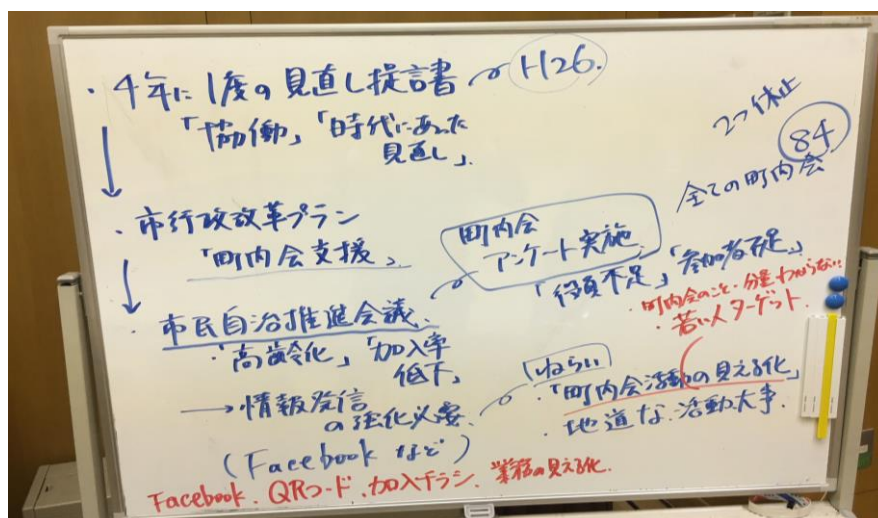
* 苫小牧市の市民自治推進課で課長をしております中村と申します。なかなかこうして他のまちの住民自治を推進していくような会議に出席させていただくというのは稀なことでありまして、当市の事例発表ということではありますが、私たちも勉強させていた

できればと思って参りました。

- * 苫小牧市にも自治基本条例という条例がありまして、平成19年4月に施行されています。その2年後の平成21年4月には市民参加条例も施行しており、この2つの条例で市民自治を推進しているところ。また、この安平町町民自治推進委員会のように、市民自治推進会議というのがあります。委員さんが10人おられます。その会議で、平成27年度から2年間の間に「町内会と市の協働をどう進めていくか」という検討を行いました。町内会が抱える問題はどこの市町も同じではないかと思っていますが、高齢化に伴う担い手不足、加入率の低下、この2つなんだろうと思っています。アパートが多い地域は加入率の低下が顕著だという調査結果も当市で出ています。本日はそのあたりの具体的な話について、担当の吉田のほうから事例発表させていただきます。一辺倒の説明ではいかかかと思しますので、説明後にぜひ皆さんからご質問等をいただければと思います。
- * 苫小牧市の市民自治推進課の吉田です。よろしくお願いたします。私どもの取組が少しでも貢献できれば幸いです。まず、苫小牧市自治基本条例の説明からさせていただきます。自治基本条例は、「まちの憲法」と呼ばれるように、まちづくりにあたっての基本事項を定めている条例であり、これは苫小牧市も安平町も共通しているところがあります。
- * 苫小牧市自治基本条例の構成図の資料をご覧くださいと思いますが、第1章にまちづくりの理念を掲げ、第2章にまちづくりの基本原則として「情報共有」「市民参加」「協働」の3つを掲げています。以降、第8章まで順番などに違いはありますが、安平町と苫小牧の条例は、構造は似ているといえると思います。
- * 苫小牧市で市と町内会の協働について議論することになった経過ですが、苫小牧市の自治基本条例では、4年に一度の見直し機会を設けていますが、平成26年度に提出された見直し提言書では、「協働の推進」「時代に合った見直し」が提言されていました。また、市の最大の協働の相手先は町内会であり、特に東日本大震災以降、町内会の役割がますます重要視されたことも議論を必要とした背景の一つであります。
- * そうした中、市の行政改革プランの中にも「町内会支援」が掲げられていたことから、市側から「市と町内会の協働推進」について、市民自治推進会議に検討を提案したのが議論が始まる発端となりました。
- * この検討作業の中で、町内会を対象としたアンケートを実施し、「高齢化に伴う担い手不足」、「加入率の低下」という2つの問題を抱えていることがわかり、その対策として、情報発信の工夫・強化が必要だという市民自治推進会議での方向性を出しました。その報告書が平成28年3月に提出された「市と町内会との協働に関する検討報告書」となります。
- * この報告書の9ページにありますとおり、提案された具体的な支援策としては、「町内会フェイスブック開設支援」「QRコードを活用した加入促進チラシの作成支援」「町内会役員の業務の見える化」などがあります。報告書を出した翌年度に、モデル地区になる町内会を募集し、応募のあったところにこれらの実施支援も行いました。特に、「町内会役員の業務の見える化」は、すぐに問題を解決するものではありませんが、地道な活動の一つとして重要であると感じました。

【質疑応答、調査審議】

- * 吉田さん、発表ありがとうございました。吉田さんとの事前の打ち合わせでは、議論の経過と会議で導き出した解決策案について、簡単に説明していただき、あとは委員さんとの質疑応答で掘り下げていきますのでと話していましたので、この程度でひとまず終えていただいています。それでは、私の感想を含めて、いまのお話をホワイトボードに整理してみました。確認していきたいと思っています。



* 発表の中でもおっしゃっていましたが、「町内会活動の見える化」というのが、若い人にも町内会でどんなことをやっていて、役員の仕事の分量などをわかってもらえる、これらがわからないから怖くて引き受けられない、というのが印象的なお話だったと感じておりました。今であれば、60代以下の方であれば、多くの方がスマホを持っている時代だと思いますので、提案された解決策がフェイスブックの活用だとか、QRコードだとかが有効だというのもよくわかる話だなと思いました。皆さんのほうから質問とはいかががでしょうか。

Q. モデル地区を指定したということでしたが、何件くらい指定しましたか。

A. 5つの町内会から応募があり、それぞれヒアリングをさせていただき、総合的に判断させていただき、1つの町内会をモデルに指定させていただきました。指定した町内会は、町内会加入率が30%台と突出して低い地域であったことが、選定の大きな要因となりました。

Q. 市と町内会の協働を議論する経過の中で、東日本大震災が大きな要因でもあったというお話でしたが、具体的には。

A. 東日本大震災もそうですが、阪神淡路大震災のときに、生き埋めになって瓦礫の中から「公助」により救出されたのは2.5%と言われており、地域での「共助」や「自助」で救出されたのは、合わせて97.5%と言われています。そうしたことから、大きな災害になればなるほど、地域での「共助」が大切だということがわかっていますので、協働を推進する要因の一つになりました。

* いまお話に出ましたので参考までに、災害時の安平町での共助の仕組みをご紹介します。おきたいと思いますが、自治防災組織というものを自治会単位などで作っていただくことを町は推進しています。組織率も全自治会の半分以上は進んでいるはずだと思います。

Q. アパートの多い地域は加入率が低いとのことでしたが、安平町ではアパートのオーナーにお願いをして、アパートの入居条件に「町内会加入」を設けているところが多いですが、苫小牧市はどうでしょうか。

A. 苫小牧市でも考えているところで、一部ではありますがオーナーに協力依頼をしています。関連の取組みでは、転入の多い時期に臨時窓口を設置して、町内会加入について説明を行っています。効果は正確には計れていませんが、効果はあると捉えています。1～2年前からの新しい取組みです。

Q. 町内会の外灯やごみステーションといった共用設備はどのように費用負担していますか。おそらく自治会が負担しているのではと思いますが。

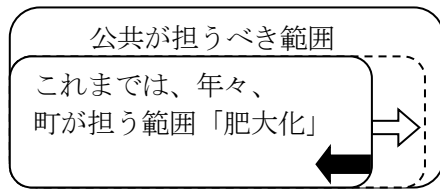
A. 苫小牧市では、外灯の電気代は市が負担しているはずですが。電球については町内会に負担していただいている。ごみステーションは、民間アパートではサービスの一環として自主設置しているところを除き、市が設置費用を負担しているはずですが。

Q. そうなると、民間アパートの人は町内会に入る意味がなくなるのではないのでしょうか。市がやりすぎると、どんどん町内会のメリットは失われていくのではと思います。

A. そういう考え方に至る方もいらっしゃるかもしれませんが。ただ、一つ一つのメリット・デメリットでみるのではなく、総合的に町内会に加入するメリットを、既に加入している方々が伝えていくことが大事だと思っています。

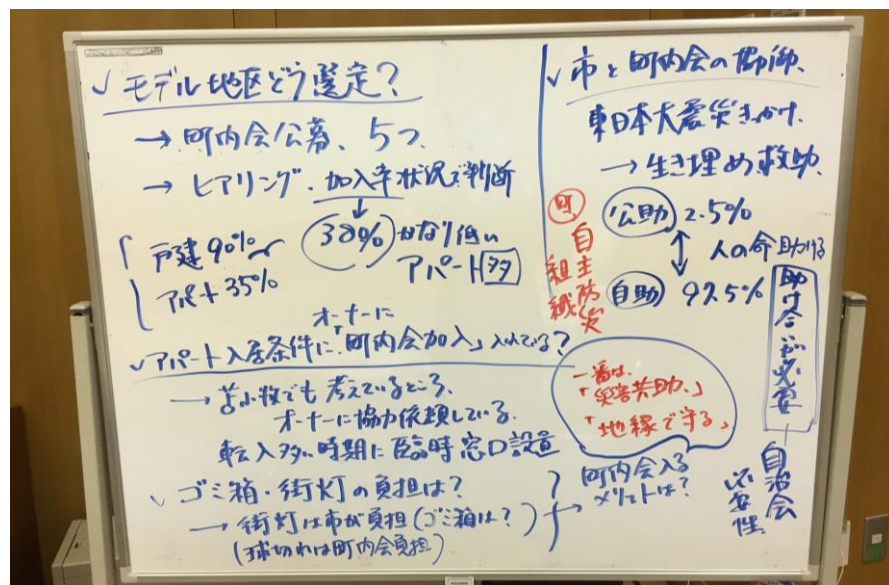
* メリットが見えないと若い人は加入しないから、有力なメリットは何なんだというところが明確になればいいのにな、というご質問だったかと思えます。これまでのお話では、「共助」の安心感を得られるというのが大きなメリットだというのが一つでしょうか。市町がやりすぎると町内会のメリットが失われていくというお話もありましたが、同じような観点で住民自治の推進を図っているのが、ニセコ町だと思っています。ニセコ町でまちづくり基本条例ができた背景もそのあたりにあると認識しています。ニセコ町では、町や地域といった「公共」で担うべきことがこれだけあるとします（以下、図参照）。このうち、現代は市町がこれを担う割合がどんどん増えてきて、町内会でもできることも町が奪ってしまっていると考えたそうです。それを、まちづくり基本条例をつくることで、町や住民の基本的な役割や責任などについて決めて、それに基づき、町がやってきたことを、地域（町内会）に返していくということ、条例をじっくり住民と議論しながら丁寧につくりあげ、推進したそうです。基本条例の策定をもって、ニセコ町民は、真の住民自治の実現に向けてそう決意したんだろうと思います。その事例と委員がおっしゃったお話は、通じるものがあるなと思いましたので紹介しました。

これをニセコ町は、住民ができることは



住民に返すイメージ。（黒矢印）
これが地域力を復活することにつながる。

* 私たちの安平町でも「自ら考え行動する町民自治の実現」という目標を条例に掲げていますので、本日、あるいは今後の会議を通じて、町内会のメリットだとか、協働の推進による地域力の向上といったところを議論していければと思っています。よろしくお願いいたします。



Q. 事務局からの質問で恐縮ですが、委員の役割や臨むスタンスについて、苫小牧市さんではどのようにお考えか、安平町の委員さんにお話していただきたいのですが。おそらく事務局の委員会運営がよくないので、安平町の委員の皆さんは、「私、こんな委員会への関わり方でいいだろうか?」と疑問や不安に思っている方がいると思うので、そのあたり、委員の関わり方について、苫小牧市の様子をお聞かせいただきたい。

A. 苫小牧市は、公募の委員が3名います。自ら手を挙げていらっしゃる方なので意識は高い方だと思いますが、とは言え、「条例がどうの」とかとなると、やはり同じように難しいなどお感じになっているとは思いますが。そのような中でも委員には、「自分の視点で」「正直な市民目線で」臨んでいただいていると感じています。苫小牧市も安平町も住民で作った手作り条例ですので、「ご自身のありのまま会議に関わっていただく」ということが大事かなと思っています。

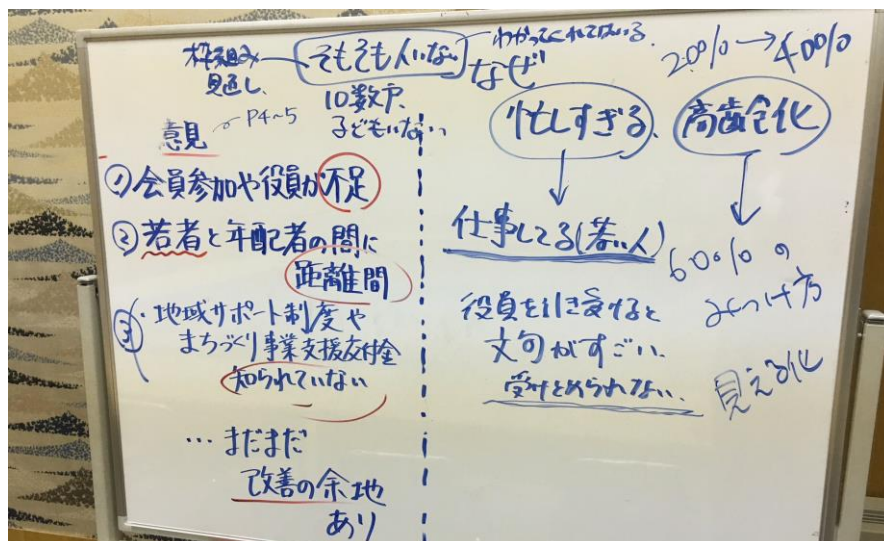
* ありがとうございます。「ありのまま、自分の視点で」ということでしたので、安平町の委員の皆さんも、そのようなスタンスでぜひ委員会に出席していただければと思います。それでは、これをもちまして、苫小牧市さんのお二人は退出されます。本日のお礼に代えて、拍手でお送りしたいと思います。ありがとうございました。

* それでは、休憩を入れたところだったのですが、会議の終了予定時刻まで、残り15分になりましたので、申し訳ございませんが、続けて進めさせていただきます。

* 冒頭で、前回会議での意見が「会員参加や役員が不足」だとか、「若者と年配者の間に距離感がある」だとか、「町の協働や連携を推進する施策が知られていない」だとかという意見が主流を占めたというお話をしましたが、これらの問題事象というのは、氷山の一角なんだと思っています。ですので、この問題事象を「なぜ、なぜ」で掘り下げていき、問題の本質に迫ってみたいなど、これからの時間はやってみたいと思います。

Q. 順番に、「会員参加や役員が不足」からやってみましょう。なぜ、役員などが不足しているのでしょうか。

- 若い人は仕事で忙しすぎるからだと思います。
- なぜ忙しいんでしょう。昔の人も仕事はしていた。なぜでしょう。
- と言うより、役員を引き受けると文句がすごいからでは。それらを受け止められない。だから忙しいという理由で避けるんだと思います。
- 苫小牧市でも言っていたことが蘇ってきました。だからこそ、町内会の仕事や役員の仕事を見える化することが大事だと。見える化すれば、理解者も増えるかもしれないという道が開けてくる。なるほど。苫小牧市はやはり本質に迫っているのかもしれませんね。



- 高齢化。もう高齢化率が40%になるところもあります。
- 高齢化40%といえども、まだ60%は若者がいるということでもありますよね。その60%をどうみつけるか、どうつなぐかというのも着眼点かもしれません。
- 高齢化でも人がいればまだいいくらいで、うちの地域は農村部であり人の絶対数が少ない。10数戸しかない。子どもも2人しかいない。
- なるほど。そうすると、長く続いている現在の自治会・町内会のエリアの区切り方を見直していかないとならないのかもしれない。
- 自治会長会議なんかで、こうした議論がされるくらいじゃなければならないはずなのに、全然議題にもあげられない。これはぜひ担当課に伝えてもらいたいこと。
- 小さい自治会だからこそ、結束力が強い、うまくまわっているという面はないでしょうか？小さい自治会でも、自治会活動に理解がない、分裂しかけているなどの状況になっているものではないでしょうか。
- まあ、いないならいないなりに、今はなんとか役割を分担してまわっていますが、それもいつまで続くのかはわからない状況です。
- 自治会でも、大きいなら大きいならではの悩み、小さいならではの悩みがそれぞれあるのだと思います。大きいところは、若い世代を中心に自治会への理解が薄くなっているのでは、まとまりが弱くなっていたり、役員のなり手がみつからなくなっていたりなどの問題があり、小さい自治会では、人数がコンパクトなので加入率は高いし結束力もあるけれども、絶対数が少ないのでいまの自治会・町内会のエリア割りのままでは、いつまでもつかはわからないという問題。それぞれ規模によって分けて、これからはコミュニティ組織のあり方を考えていく必要があります。それが見えてきました。本当はこれからが本番の議論になりそうなのですが、終了予定時間を過ぎてしまったので、中途半端ではありますが、終了したいと思います。また次回、よろしくお願いいたします。

4. その他

- * 今年度の会議は本日で終わりになりますが、4月1日から役場の機構改革があり、地域推進課地域推進グループというところに、この町民自治推進委員会の所管が移管となります。職員もどのようになるかはまだわかりませんが、次の会議では、職員の顔ぶれが少し変わっているはずですので、また新しい課になっても、引き続きよろしくお願いいたします。

5. 閉会

(委員長から終わりの挨拶)